

不動産鑑定業の廃業における届出者及び添付書類

	届出自由	届出者	添付書類
1	不動産鑑定業を廃止したとき	不動産鑑定業者であった個人又は不動産鑑定業であった法人を代表する役員	なし
2	死亡したとき	相続人	死亡日及び届出者が相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本等)
3	法人が破産により解散したとき	破産管財人	届出事由の事実がわかる書類
4	法人が合併により解散したとき	法人を代表する役員であった者	
5	法人が破産または合併以外の理由により解散したとき	清算人	
6	法第25条(第1号、2号、3号、6号、7号)に該当したとき	不動産鑑定業者	

埼玉県企画財政部土地水政策課
土地政策担当
TEL 048-830-2188